

○弘前駅市営駐車場条例

平成 18 年 2 月 27 日弘前市条例第 90 号

弘前駅市営駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、弘前駅市営駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次のとおり駐車場を設置する。

名称	位置
弘前駅城東口駐車場	弘前市大字城東中央一丁目 101 番地 15
弘前駅中央口駐車場	弘前市大字表町5番地1

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせるものとする。

本条…追加[平成 26 年条例 29 号]

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 前条の規定により指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の利用に関すること。
- (2) 駐車場の維持管理に関すること。
- (3) 駐車場に係る事業の実施に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

本条…追加[平成 26 年条例 29 号]

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、その他市長が定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

本条…追加[平成 26 年条例 29 号]

(使用時間)

第6条 駐車場の使用時間は、午前零時から午後 12 時までとする。

2 指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の時間を臨時に変更することができる。

2 項…一部改正・旧 3 条…繰下[平成 26 年条例 29 号]

(駐車対象自動車)

第7条 駐車場に駐車させることができる自動車は、別表第 1 のとおりとする。

旧 4 条…繰下[平成 26 年条例 29 号]

(使用の休止)

第8条 指定管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

旧5条…一部改正し繰下〔平成26年条例29号〕

（駐車の拒否）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) その他駐車場の管理上支障があると認めるとき。

旧6条…一部改正し繰下〔平成26年条例29号〕

（行為の禁止）

第10条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷すること。
- (3) みだりに騒音を発すること。
- (4) 指定管理者の許可を受けずに物品を販売し、又は陳列すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

旧7条…一部改正し繰下〔平成26年条例29号〕

（措置命令）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為の中止、自動車の出車又は人の退場を命じることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 駐車場の保全に関し著しい支障が生じるおそれがあるときその他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

旧8条…一部改正し繰下〔平成26年条例29号〕

（駐車料金）

第12条 駐車場を利用しようとする者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 利用料金は、自動車を駐車場から出車させる際に徴収する。ただし、別表第2に定める回数駐車料金及び定期駐車料金については、それぞれ回数券及び定期券の発行の際に徴収する。

5 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車を駐車するときは、利用料金を無料とする。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場及びその周辺において国又は地方公共団体の職員が公務を行うため駐車する自動車で市長が必要と認めたもの

(3) ヒロスクエアを利用するため駐車する自動車(駐車時間が3時間を超える場合の当該超える部分を除く。)

本条…全部改正[平成22年条例40号]、4項…追加[平成25年条例69号]、1—3項…全部改正・4項…追加・旧4項…一部改正し5項に繰下・旧9条…繰下[平成26年条例29号]

(駐車料金の減免)

第13条 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、駐車料金を減免することができる。

本条…追加[平成25年条例69号]、旧10条…一部改正し繰下[平成26年条例29号]

(損害賠償の義務)

第14条 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長がその都度定める。

旧10条…繰下[平成25年条例69号]、旧11条…繰下[平成26年条例29号]

(事故等の免責)

第15条 市は、天災、火災、盗難、事故その他市の責めに帰さない理由により生じた損害に対して賠償の責めを負わない。

旧11条…繰下[平成25年条例69号]、旧12条…繰下[平成26年条例29号]

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関して必要な事項は、市長が定める。

旧12条…繰下[平成25年条例69号]、旧13条…繰下[平成26年条例29号]

(過料)

第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により駐車料金の徴収を免れたものに対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

旧13条…繰下[平成25年条例69号]、旧14条…繰下[平成26年条例29号]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。ただし、第 2 条の表弘前駅中央口駐車場の項の規定は、平成 18 年 4 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の弘前市営駐車場条例(平成 16 年弘前市条例第 18 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 22 年 9 月 24 日弘前市条例第 40 号)

この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 24 日弘前市条例第 69 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 30 日弘前市条例第 29 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日弘前市条例第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条、第 3 条から第 8 条まで、第 10 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条から第 28 条まで、第 31 条、第 32 条、第 34 条から第 39 条まで、第 41 条から第 46 条まで、第 48 条及び第 50 条の規定による改正後の弘前市行政財産使用料徴収条例、弘前市岩木ふれあいセンター条例、弘前市岩木嶽さわやかホール条例、弘前市岩木常盤野コミュニティセンター条例、弘前市昂地区集会所条例、弘前市営駐車場条例、弘前市自転車等駐車場条例、弘前市斎場条例、弘前市生きがいセンター条例、弘前市岩木カントリーエレベーター条例、弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例、弘前市農村交流施設条例、弘前市伝統産業会館条例、弘前市まちなか情報センター条例、弘前市立観光館条例、弘前市岩木山百沢スキー場条例、弘前市都市公園条例、弘前市藤田記念庭園条例、弘前市野外活動施設条例、弘前市営住宅条例、弘前市都市改造記念会館条例、弘前市文化財施設条例、弘前市立学校使用料徴収条例、弘前市立博物館条例、弘前市鳴海要記念陶房館条例、弘前市立百石町展示館条例、弘前文化会館条例、弘前市岩木文化センター条例、弘前市民会館条例、弘前市体育施設条例、弘前市多目的広場条例、弘前市 B & G 海洋センター条例、弘前市農業用排水施設条例、弘前市民文化交流館条例及び弘前市泉

野多目的コミュニティ施設条例の規定は、平成 31 年 10 月 1 日(以下「基準日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、基準日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1(第7条関係)

自動車の種類	車体の大きさ
道路交通法第3条に規定する普通自動車	長さ5メートル以下、幅2メートル以下(自動車に物品を積載し、当該物品が自動車の車体からはみ出している場合は、その長さを含めるものとする。)
市長が特に必要があると認めた自動車	

本表…一部改正〔平成 26 年条例 29 号〕

別表第2(第 12 条第2項、第4項関係)

種別	利用料金(1台につき)
普通駐車料金	駐車時間 30 分ごとに 100 円。ただし、最初の 30 分は、無料とする。
回数駐車料金	100 円券 11 枚 1,010 円
定期駐車料金	1か月 11,000 円

備考 駐車時間に 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分とする。

本表…一部改正〔平成 25 年条例 69 号・26 年 29 号・31 年2号〕